

# 利用規則

当ホステルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第11条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力頂けますようお願い申し上げます。この利用規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第8条により、宿泊又はホステル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホステルが被った損害も負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。また、この利用規則をお守り頂けなかった事により生じた事故については、当ホステルは責任を負いかねますのでご留意いただけますようお願い申し上げます。

## 1. お支払い等について

- A) 宿泊料金は、事前にお支払いいただくか、ご到着時に申し受ける事となります。
- B) 宿泊料金以外の物品及び飲食物等を購入する際には、定められた場所にてその都度お支払いをお願いします。
- C) お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等のお立替えはできません。

## 2. 館内のご利用について

- A) 客室入室の際には、万が一に備え、避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
- B) 客室を出られる際には客室の鍵を必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
- C) ドミトリ部屋利用者は、許可なくチェックイン時に決められたベッド以外への移動をご遠慮願います。万が一、移動の上、寝具を利用した場合は、追加ベッド料金のお支払いをお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- D) 当ホステルの客室内、ベッドスペース等においては、ペットボルのソフトドリンクを除く飲食は禁止しています。また、ホステル内飲食施設内への飲食の持ち込みもご遠慮願います。
- E) 当ホステルは、定められた場所を除き全館禁煙でございます。所定の喫煙場所以外での喫煙をご遠慮願います。万が一館内での喫煙が発覚した場合は、違約金として30,000円ご請求いたします。それ以上の損害が発生した場合は、損害賠償金をご請求いたします。
- F) 当ホステルラウンジを利用する際には、別掲の注意事項を遵守願います。また、飲食物を冷蔵庫等で保管する際には、利用者の責任で館内掲示の方法に従い保管、廃棄管理を行うようお願い致します。
- G) 洗面所、シャワー室、トイレ等を利用する際には、貴重品の管理に十分注意し利用ブースは必ず施錠願います。また、利用においては、次の利用者がいる事にご留意頂き清潔にご利用頂けますようお願い致します。
- H) 客室内では暖房用、炊事用などの客室備え付け備品以外の熱を発する器具等火災の原因となりやすいものご使用や、その他火災の原因となる行為をなさらないでください。
- I) 客室を許可なく営業行為あるいは集會行為(展示会、パーティーその他)等ご宿泊以外の目的にご使用なさないでください。
- J) 館内外の什器・備品を移動、または客室内に造作を施し、あるいは改造する等現状を著しく変更なさないでください。
- K) ホステルの外観を損なうようなものを窓側におかないでください。
- L) 客室内でのご訪問客とのご面会はご遠慮願います。また、宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。万が一発覚した場合は違約金として30,000円ご請求いたします。それ以上の損害が発生した場合は、損害賠償金をご請求いたします。
- M) 泥酔による宿泊はお断りする場合がございます。万が一嘔吐等により寝具等を汚された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
- N) 18歳未満のみの宿泊は保護者の許可のない限りお断り申し上げます。
- O) ホステル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。
  - 01) 盲導犬、介護犬を除く動物、鳥等のペット
  - 02) 火薬、揮発油、その他発火、又は引火性の物
  - 03) 悪臭を発する物
  - 04) 著しく大きな音を出す行為
  - 05) 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、違法薬物等
  - 06) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
  - 07) 浴衣、スリッパ等で外に出る事
  - 08) 広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
  - 09) ホステルの許可なくホステル内で写真撮影をする事及びホステル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事
  - 10) 緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室などお客様用以外の施設に立ち入る事
- P) 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染又は紛失させた場合には実費相当額を弁償していただきます。
- Q) ドミトリールーム内や共用部においてのお客様同士のトラブルに関して、当ホステルは一切責任を負いません。

## 3. 貴重品、お預かり品について

- A) ご滞在中の現金、貴重品の保管をフロントに預けることはできません。
- B) フロントでの荷物をお預けする際には、所定の用紙に記載し受取の際にその控えと引き換えに預け品をお受取り願います。お預かりの日の24時を経過する物品については、宿泊約款16条の規定に基づき処理させていただきます。

